

現職保育士による保育内容の自己評価に関する研究

～経験年数別にみた「受容」に関する自己評価の違い～

佐藤直之
(初等教育学科専任講師)

清水益治
(大阪樟蔭女子大学助教授)

民秋言
(白梅学園短期大学教授)

千葉武夫
(聖和大学短期大学部助教授)

1. はじめに

(1) 児童福祉施設の第三者評価の現状

近年、米国¹⁾、豪州をはじめ先進国では保育の質の評価が進められており、わが国でも第三者評価や、自園における職員一人一人による自己評価の形での保育の質の評価がはじめられている。

わが国における第三者評価の流れを概括すると以下ようになる。平成14年3月に厚生労働省の児童福祉施設等評価基準検討委員会によって出された「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準等に関する報告書」において、保育所をはじめとする児童福祉施設の第三者評価基準が示された²⁾。

この児童福祉施設における第三者評価は、そもそも社会福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資する情報の提供を目的として、平成10年11月に設置された「福祉サービスの質に関する検討会」によって実施が検討されはじめた。

その後、平成11年3月には「福祉サービスの質の向上に関する基本方針」、12月6日には「社会福祉サービスの第三者評価に関する中間まとめ」が出された。

そして平成13年3月には「福祉サービスの質に関する検討会」によって「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」が取りまとめられ、平成13年5月には「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について(指針)」が出された。

ここまでの検討会では、保育所保育指針の編集委員の多くが児童福祉施設の第三者評価基準の作成に携わり、保育所保育指針に基づいた保育の質の評価のための基準を作成してきた。

その基準をもちいて、平成12年度と平成13年度にわたって、全都道府県において試行事業も実施された。他分野の第三者評価が事業計画や経営状況の評価を中心に実施しているのに対して、この保育所の第三者評価では保育所保育指針にもとづきながら保育の実質的な中身である保育内容を中心に評価しようとする点に特徴がある。

この第三者評価は、社団法人全国保育士養成協議会児童福祉施設福祉サービス評価機関(HYK)によって素案が作成され、平成16年度現在もこの基準にしたがって同評価機関によって児童福祉施設に対する第三者評価が実施されている。この評価基準を後述するあらたな評価基準と区別するため「HYK 第三者評価基準」と呼ぶことにする。

このHYK 第三者評価基準が作成された直後、社会福祉法人全国社会福祉協議会に属する全国保育協議会から『あなたの園の自己点検～「第三者評価基準」の解釈と運用』³⁾が出版され販売される一方で、全国の保育所に配布された。

いわゆる保育3団体⁴⁾の1つである全国保育協議会のこうした対応からも、HYK 第三者評価基準が、保育現場から一定の評価を受けていたことがうかがわれる。

しかしながら児童福祉施設の第三者評価の本事業実施にともなっては、評価基準は完成したものの、その評価基準を運用する評価調査者の

養成が困難であったこと、そして質の評価の信頼度が必ずしも十分高くなかったことなど、少なからぬ問題が存在していた。

そのような状況のなか厚生労働省では、雇用均等・児童家庭局保育課が中心となってまとめてきたこれまでの児童福祉施設の第三者評価基準を大幅に見直し、新たに社会・援護局、同局障害保健福祉部及び雇用均等・児童家庭局が合同で福祉サービス第三者評価事業に関する指針を改めて検討することとなった⁵⁾。

その結果、児童福祉施設に対する第三者評価基準も、そのあり方を大きく変更し、組織及び運営管理に関する評価が重視されるようになり、従来の基準にあった保育内容を評価する項目は参考程度に着目されるに過ぎない扱いとなった。

厚生労働省内における上記のような混乱の原因を検討することは、本稿の守備範囲を逸脱するものであるためここでは論じない。しかし、このような動きのなかで、保育の質の評価が実質的に後退し、その帰結として保育の質よりも、経営効率を重視する風潮が生まれることが危惧されることを指摘しておきたい。

わが国の保育システムは、財源の変更をとともなう本格的な幼保一元化の進展とともに、大きく変革されようとしている。また、規制緩和にともない社会福祉法人以外の経営主体が保育界に数多く参入しはじめているだけでなく、保育ニーズの多様化に積極的に対応するため、認可保育所以外の保育施設も積極的に利用を促す自治体も現れてきた。

そのような背景のもと、保育の質を正確に把握し、その質を維持・向上させることのできるシステムを整備することが重要である。本研究は、保育の質に関するデータを蓄積・分析し、保育現場をはじめ保育関係者に広く情報を提供することで保育の質を維持・向上させるためのシステムづくりをすすめることをめざすものである。

(2) 保育内容の自己評価チェックリストの作成

民秋らは、第三者評価の実施が検討される以前から、現職保育士が自らの保育を振り返るこ

とができるよう「保育内容の自己評価のためのチェックリスト(園長篇)」・「同(保母篇)」(民秋ら, 1995)を作成した。

我々は、これらのチェックリストを見直し、新たに保育内容の実質を評価しようとするHYK第三者評価基準と対応する「保育内容等のチェックリスト」(以下、単に「チェックリスト」と呼ぶ)を作成した(民秋, 2003; 民秋ら, 2004 [日本保育学会])⁶⁾。

このチェックリストは、I. 子どもの発達援助(130項目)、II. 子育て支援(17項目)、III. 地域の住民や関係機関等との連携(8項目)、IV. 運営管理(13項目)の4部構成になっている。

上記の項目数の内訳からも分かるとおり、このチェックリストは、「子どもの発達援助」(保育内容)に重点をおき、一人一人の保育士の実施する日々の保育を振り返り、保育の質を向上させるための気づきを得ることができるよう作成されている。

本稿では、このチェックリストを活用して、全国の保育所における保育の質を分析し、保育の質の維持・向上のためのシステムづくりのための基礎データの蓄積を試みた。

2. 方法

(1) 調査対象

全国を北海道、東北、関東(東京を除く)、東京、中部、近畿、中・四国、九州、沖縄の9ブロックに分けた。各ブロックにおいて、政令指定都市、中核市を含むようにし、公立園・私立園それぞれ3園程度選定した。選定された調査対象は公立26園、私立27園の合計53園となった。これらの園に12部ずつ以下に述べる調査票を送付した。

(2) 材料

第三者評価の基準と従来のチェックリスト(「保育内容の自己評価のためのチェックリスト(園長篇)」・「同(保母篇)」(民秋ら, 1995)を参考に、168項目(フェイスシートを除く)か

らなるチェックリストを作成した。いずれの項目に対しても、答え方は「はい」と「いいえ」の2件法とした。

(3) 手続き

当該園長に保育士資格を持つ有資格者で、専任職員の方に配布してもらうように依頼した。また、乳児担当者、幼児担当者、経験年数の浅い方、経験年数の豊かな方などを意識してくださるように求めた。回収は、調査を依頼した保育士に調査用紙を個別の封筒に入れて密封してもらい、園から一括して返送してもらうようにした。回収された調査票の数は568枚、回収率は89.3%であった。

(4) 本研究における先行研究の整理

この手続きに従って、民秋ら(2003)は「保育者による保育内容の自己評価に関する研究」(1)、(2)、(3)を発表した(いずれも〔日本保育学会2004〕)。

「保育者による保育内容の自己評価に関する研究」(1)では、「いいえ」と回答された率が20%以上の項目について報告された。そこでは、近年対応が求められるようになった多様な保育ニーズにかかわる自己評価が低いことが指摘された。

「保育者による保育内容の自己評価に関する研究」(2)では、公立園と私立園の自己評価の違いについて報告された。そこでは、多くの項目について、公立園の方が自己評価が高いことが指摘された。

「保育者による保育内容の自己評価に関する研究」(3)では、①主任と主任以外の自己評価の違い、②クラス担当と担当以外の自己評価の違い、③主任とクラス担当以外の保育士の自己評価の違いについて報告された。①では主任の方が、主任以外よりも自己評価が高いことが、②ではクラス担当以外の方がクラス担当よりも自己評価が高いことが、③では多くの項目において主任よりも、クラス担当以外の方が自己評価が高いことが指摘された。

(5) 「受容」への着目

上記の先行研究を継承して、本稿では同じ材料を対象として、経験年数別にみた保育内容にかかわる項目の分析を行った。

経験年数別に見た場合、新任のグループと、ベテランのグループにおける自己評価に大きな違いがでたのが、保育内容にかかわる重要概念のひとつである「受容」に関する項目であった。

そこで本稿では、経験年数別に見た「受容」に関する項目を対象として分析を行った。

3. 結果と考察

フェイスシートで経験年数を、1年未満・1年以上5年未満・5年以上10年未満・10年以上15年未満・15年以上20年未満・20年以上25年未満・25年以上30年未満・30年以上35年未満・35年以上40年未満・40年以上の10カテゴリーから選んでもらった。これらを経験年数による自己評価結果の差異を明らかにするため、①0～5年、②6～15年、③16～25年、④26～35年までの4カテゴリーに再編し、1年未満から35年未満までを対象とした。

(1) 「受容」の項目について

保育内容において「受容」が重要概念であることについては異論のないところであるが、「受容」が何を意味するのかについての解釈は人によって大いに差異があると考えられる。

保育現場においても、「受容」が何を意味するのかについての解釈は、保育士一人一人によってばらばらに考えられる。したがって、保育士自身が「自分は果たして受容的な保育ができていないか」について自己評価しようとする際には、評価の基準が一人一人で異なっていることが予期される。

保育所における保育の機能は、「養護」と「教育」にあると言われる。それに対し、幼稚園の機能は「教育」と「養護」にあると言われる。機能としては保育所も幼稚園も同じ内容を担っているが、その力点が異なっている。保育所は「教育」よりも「養護」に重点が置かれている

ことは周知の通りである。

「養護」とは、「生命の保持と情緒の安定」のことであるが、「受容」は子どもの情緒の安定のための必要条件であると考えられている。したがって、「受容」なくして「養護」はありえないということになる。「養護」に重点をおく保育所では、「受容」がきわめて大きな意味合いをもっている。

一般に「受容」とは、「子どもの欲求や気持ちを受け入れること」であると考えられている。保育所保育指針⁷⁾では、「受容」を明確に定義していないものの、「受容」という言葉を使った以下の記述が見られる。【 】内の数字は、それぞれの記述に対応するチェックリストの項目の番号(表1を参照)である。

- ① 一人一人の子どもの生理的欲求を十分に満たし、保育士の愛情豊かな受容により気持ちのよい生活ができるようにする。(6ヶ月～1歳3か月未満児の保育の内容) … 【52】 【55】
- ② 一人一人の子どもの気持ちを理解し、受容することにより、子どもとの信頼関係を深め、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。(1歳3か月～2歳児 [内容]) … 【44】 【45】 【50】 【51】 【53】
- ③ 子ども気持ちを温かく受容し、やさしく応答し、保育士と一緒にいることで安心できるような関係をつくるように配慮する。(3歳児 [配慮事項]) … 【46】 【49】 【57】
- ④ 子ども気持ちを温かく受容し、個人差を考慮して、子どもが安定して活動できるように配慮する。(4歳児 [配慮事項]) … 【54】
- ⑤ 子ども気持ちを温かく受容し、保育所生活の様々な場面で、子どもが安定し、かつ自己を十分に発揮して活動できるように配慮する。(5歳児 [配慮事項]) … 【47】 【48】

上記の保育所保育指針の記述から、子どもの生理的欲求や、気持ち、個人差を認め、それらを肯定的に受けとめることで、子どもを安心させ、安定して活動できるように、さらに自己を

十分に発揮することができるように配慮することが「受容」と深い関わりがあることが理解できる。

また上記の記述から、「優しく」、「温かく」、「愛情豊に」という言葉と「受容」が結びつけられていることが分かる。このことから、多くの保育士は、「受容」とは単純に「優しく」、「温かく」、「愛情豊に」子どもに接することであるとイメージしている可能性が指摘できる。

(2) 経験年数による差異

表1は、経験年数のカテゴリーごとにチェックリスト(44～57)の「受容」に関する項目に「はい」とつけた割合の差を、経験年数26～35年の値から0～5年の値を引いた値の多い順で示したものである。

この表に示されているように、経験年数0～5年の保育士(以下「新任のグループ」と呼ぶ)の値は「子どもの質問に対して『待って』『あとで』などと言わずに、なるべくその場で対応するようにしていますか」(49)、『『だめ』『いけません』など制止する言葉を不必要に用いないようにしていますか』(48)の両項目については、経験年数26～35年の保育士(以下「ベテランのグループ」と呼ぶ)の値と比べてそれぞれ18.9ポイントもの差がある。

また「トイレに行くことをせかしたり、強制したりしてしまうことがないようにしていますか」(55)については10.5ポイント、「早くしなさい」というせかす言葉を不用意に用いないようにしていますか」(47)については8.7ポイント、「子どもが自分のリズムでトイレに行けるようにしていますか」(56)については7.8ポイントの差がある。

一方、新任のグループは「子ども一人一人を受容しようと努めていますか」(45)、「子ども一人一人の理解を深めようと努めていますか」(44)という項目について「はい」と答えた割合が100%に近く、またそれと関連する「泣く子どもに対して」「やさしく声かけをしたり」(53)、「登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ってしまうことがないように」(52)にしたり、「お

表1：「受容」に関する経験年数による「はい」の差異(新人とベテランの差〔②-①〕の降順)

No.	項目内容	1～5年 ①	6～15年	16～25年	26～35年 ②	②-①
49 (n)	子どもの質問に対して「待ってて」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応するようにしていますか。	64.4 (174)	75 (168)	79.5 (127)	83.3 (90)	18.9
48 (n)	「だめ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしていますか。	72.4 (174)	83.3 (168)	91.2 (126)	91.3 (92)	18.9
55 (n)	トイレに行くことをせかしたり、強制したりしてしまうことがないようにしていますか。	82.8 (174)	87.4 (167)	92.1 (127)	93.3 (90)	10.5
47 (n)	「早くしなさい」というせかす言葉を不用意に用いないようにしていますか。	79.3 (174)	83.1 (166)	92 (125)	88 (92)	8.7
56 (n)	子どもが自分のリズムでトイレに行けるようにしていますか。	82 (172)	88.6 (167)	95.9 (124)	89.8 (89)	7.8
50 (n)	「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応していますか。	93.1 (174)	97.6 (168)	96.8 (127)	98.9 (93)	5.8
46 (n)	子どもに分かりやすい温かな言葉遣いで、おだやかに話していますか。	90.2 (173)	89.2 (168)	95.2 (125)	95.6 (92)	5.4
54 (n)	基本的な生活習慣に関して、一人一人の子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしていますか。	94.8 (174)	100 (169)	97.6 (127)	100 (90)	5.2
51 (n)	「いや」などと駄々をこねる子どもの気持ちをくみとろうとしていますか。	97.1 (174)	99.4 (169)	99.2 (126)	100 (93)	2.9
57 (n)	子どもがおもらしをしたとき、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮していますか。	97.6 (173)	98.8 (169)	99.2 (128)	100 (92)	2.4
45 (n)	子ども一人一人を受容しようと努めていますか。	99.4 (174)	99.4 (169)	99.2 (128)	100 (93)	0.6
44 (n)	子ども一人一人の理解を深めようと努めていますか。	99.4 (174)	100 (169)	100 (127)	100 (93)	0.6
53 (n)	登園時に泣く子どもに対して、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけをしたりしていますか。	100 (174)	100 (169)	100 (128)	100 (93)	0
52 (n)	登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ってしまうことがないようにしていますか。	100 (174)	98.8 (169)	100 (128)	100 (93)	0

もらしをしたときに、その都度やさしく対応」(57)するようところがけていますかという項目についても97%以上が「はい」と答えており、ベテランのグループの値と比べてもほとんど差が認められない。

(3) 差異を生み出す要因

新任のグループとベテランのグループの値との差の小さな項目は、先に予期したとおり「優しく」、「温かく」、「愛情豊に」子どもに接することであるという「受容」のイメージに合うものである。

さらにこれらの項目は、保育士に対して何らかの大きな心理的な負担が課せられているとは必ずしも想定されない項目である。

それに対して両者の値の差が大きな項目は、緊急の用事や別の優先事項を抱えているなど、保育士に心理的な余裕がないことが想定されやすい項目であると言える。

保育技術がまだまだ未熟であることの多い新任保育士は、さまざまな条件のもとで心理的な余裕を失い、「待ってて」「だめ」「いけません」「早くしなさい」といった強制や制止する言葉を発しやすくなると考えられる。こうした傾向は、

経験を重ね保育技術が熟達するにつれ減少していくと考えられる。

(4) 考察

「受容」が誤って強調されると、保育所における指導的要素が軽視されすぎ、場合によっては指導の存在しない放任状態になりかねない。

保育の究極の目的は、子どもが成長し社会的に自立し、次世代を育成し、生命の連鎖を保障することにある。そうした長期的な視野をもたず、子どもの短期的な欲求ばかりを満たすことばかりに躍起になることは、本来の意味での「受容」とは言えない。

子どもが社会的存在となるためには、必然的に他者の欲求や主張と自己のそれらとを調整していくことが求められる。「受容」とは、あくまでも他者を受け入れ、自らが社会的存在となっていくための前提として、自らが受け入れられ、他者に対する基本的信頼感や自己肯定感を培うための基盤として捉えられなければならない。

「受容」とは、「優しく」、「温かく」、「愛情豊に」子どもに接することと短絡的に考えることは、子どもの最善の利益に反する可能性があることを保育に携わる者は深く認識する必要がある。

また「受容」には、子どもが知りたいという欲求を満たすことや、行動したいという気持ちを不必要に規制されることなく満たすこと、自らのペースで生理的欲求や行動欲求を満たすことも含まれることも認識する必要がある。

そしてこうした欲求は、保育士の心理的な余裕がないと阻害されがちであることを認識することが必要である。保育に携わるものは、自らの心理状態が、子どもの欲求充足にどのような影響を及ぼしているかを、日常的にチェックする必要があるだろう。

そのためにも、保育に携わる者は、自己の内面を真摯に見つめる訓練を日常的に行っていくことが望まれる。

一方保育士養成校は、保育の質の維持・向上のためにどのような貢献をすることができるのだろうか。経験の浅い保育士が、より受容的で

あるためには、保育技術の熟達と、それにとともなう心理的な余裕をもてるようになることが重要である。また心理的余裕がなくなれば自分が非受容的に振る舞う可能性があることを深く自覚して、自らの性格や保育実践を真摯に振り返る必要がある。

保育士養成校は、①受容的な態度を取ることができかどうかは、自らの保育技術のレベルや性格と関わりをもつことについて学生に指導する、②学生のうちから自らの内面をみつめる習慣を養わせる、③現職保育士に対して、リカレント教育を実施し、保育士一人一人が自らの性格や保育実践を真摯に振り返る機会を提供するといった役割を担うことで、わが国の保育の質を全体的に底上げしていくことに貢献できるだろう。

保育士養成校における指導の際に重要なことは、保育技術の指導にとどまらず、「受容」をはじめとする保育の諸基礎概念を深く認識するとともに、次世代が生産人口の世代になったときに、どのような大人になり、どのような社会を形成し、どのように子どもを育てていくことが望ましいのかを、将来の保育士一人一人が洞察することのできる力を養成することである。保育の究極の目的は生命の連鎖の保障であることをここで、再度確認しておくことが重要であろう。

(5) 今後の課題

本来、保育の質の維持・向上は、保育所の第三者評価と、保育士一人一人による自己評価とを組み合わせるべきであると構想されていた。しかしながら、現状では保育所の第三者評価は、事業計画や経営状況の評価といった保育内容に直接踏み込まない範囲での評価へと変化しつつある。そのような状況のなかで、保育の質を自らチェックし、その維持・向上に努めるためのシステムの構築が求められている。

本稿では、現職保育士一人一人による自己評価のデータを分析することで、保育の質の維持・向上のためのシステムづくりのための基礎

データの蓄積を試みてきた。今後は、「受容」にとどまらず、保育の基礎概念についてのデータをさらに収集・分析していくことが望まれる。

その一方で、保育現場と保育士養成校が一層連携しながら保育の質を維持・向上することのできるシステムづくりを構想していく必要がある。

注 記

- 1) 米国の保育施設の第三者評価の基準の翻訳として以下のものが出版されている。ハームス, クライヤー, クリフォード著, 埋橋玲子訳『保育環境評価スケール』(乳児版・幼児版), 法律文化社(2004年) Thelma Harms, Debby Cryer, and Richard M. Clifford, *INFANT/TODDLER ENVIRONMENTAL RATING SCALE, Revised Edition*, Teachers College Press, New York, 2003.
- 2) 「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準等に関する報告書」(平成14年3月29日), 社団法人全国保育士養成協議会現代保育研究所『HYK 福祉サービス評価機関 社団法人全国保育士養成協議会児童福祉施設福祉サービス第三者評価機関 平成14年度評価調査者養成研修要項』平成14年。
- 3) 全国保育協議会『あなたの園の自己点検～「第三者評価基準」の解釈と運用』平成14年。
- 4) 保育3団体とは, 日本保育協会(日保協), 全国私立保育園連盟(私保連), 全国保育協議会(全保協)のことをさす。
- 5) 「福祉サービス第三者評価事業に関する方針について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長, 厚生労働省社会・援護局長, 厚生労働省老健局長通知(雇児発第0507001号, 社援発第0507001号, 老発第0507001号, 平成16年5月7日), 社会福祉法人全国社会福祉協議会『平成16年度評価調査者指導者研修会』平成16年。
- 6) 平成14年度財団法人こども未来財団児童環境づくり等総合調査研究事業, 保育内容の自己評価のためのチェックリストの見直しに関する研究(民秋言『平成14年度財団法人こども未来財団児童環境づくり等総合調査研究事業「保育内容の自己評価」のためのチェックリストの見直しに関する研究報告書』平成15年3月31日)の結果をさらに分析し, 平成16年度日本保育学会にて発表。本稿は, 保育内容の自己評価のためのチェックリストの見直しに関する研究の際に収集されたデータをさらに発展的に分析・整理したものである。
- 7) 「保育所保育指針」(平成12年4月1日施行)。